

NEQTO API サービス利用規約

「NEQTO API サービス利用規約」（以下「**本規約**」という。）は、JIG-SAW 株式会社（以下「**当社**」という。）が開発し、著作権を有するアプリケーション・プログラミング・インタフェースの利用条件及び当社とその利用者（以下「**利用者**」という。）との間の権利義務関係を定めるものです。利用者がこのアプリケーション・プログラミング・インタフェースを利用するためには、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意していただく必要があります。

第1条（本規約の適用）

本規約は、本 API（次条第 4 号において定義する。以下同じ。）の利用条件及び本 API の利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用者との間の本 API の利用に関する一切の關係に適用されるものとする。

第2条（定義）

本規約において使用される用語は、本規約において別段の定めのない限り、以下の各号に定める意義を有する。

- (1) 「**書面等**」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (2) 「**トークン等**」とは、利用者が本 API を通じて当社のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。
- (3) 「**不正アクセス等**」とは、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入をいう。
- (4) 「**本 API**」とは、アプリケーション・プログラミング・インタフェースであって、当社が利用者に別途差し入れる、又は当社所定のウェブサイトに掲載するドキュメント（以下「**本 API 仕様書**」という。）の仕様によるものをいう。
- (5) 「**本 API アクセス権**」とは、利用者が非独占的に本 API 連携することができる権利をいう。
- (6) 「**本 API 連携**」とは、利用者が本 API を使用して、NEQTO と利用者開発システムを連携させることをいう。
- (7) 「**NEQTO**」とは、当社が利用者に提供する当社の IoT サービスをいう。
- (8) 「**利用者開発システム**」とは、利用者が本 API を用いて開発し、利用者自身が使用するシステムをいう。

第3条（本 API の利用等）

- 1 当社は、利用者に対し、利用者開発システムを自己で利用する目的の範囲内で、本 API の非独占的な使用を許諾する。なお、利用者は当社の事前の書面等による承諾なく、本 API アクセス権について、譲渡、信託、承継、担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ、第三者に対して再使用許諾することはできない。
- 2 本 API の仕様は当社が定める本 API 仕様書のとおりとする。当社は、利用者の承諾を得ることなく、本 API の仕様を変更（機能の追加を含む。）することができるものとする。この場合、当社は、利用者に対し、当該変更内容を、当該変更後速やかに通知するものとする。なお、当社は、本 API の仕様の変更起因又は関連して利用者が損害を負ったとしても、利用者に対して何ら責任を負わないものとする。
- 3 利用者は、当社の事前の承諾を得た場合（第三者との共同実施や連携を行う旨を別紙に定める場合を含む。次項において同じ。）を除き、利用者開発システムの全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させてはならない。
- 4 利用者は、前項に基づく当社の事前の承諾を得た上で、利用者開発システムの提供の全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても本規約の定めによる責任を負担し、当該第三者をして本規約の定めを遵守させるものとする。
- 5 利用者は、利用者開発システムの全部若しくは一部に係る業務又は本 API の使用を第三者に委託する場合、当社の事前の承諾を得るものとする。
- 6 当社は、利用者に対し、本規約に定める範囲での本 API の使用のみを許諾するものであり、利用者は本 API、その派生物及び本 API により提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するもので

はない。ただし、本 API により提供されるデータについて当社が著作権、特許権その他の知的財産権を有するか否かにかかわらず、利用者は、本 API により提供されるデータについて、利用者開発システムの目的で加工し、また、第 3 項に基づき第三者に連携する範囲内で使用することができる。

第 4 条 （手数料）

- 1 利用者は、当社に対し、本 API の使用許諾の対価として、当社所定の手数料を支払うものとする。なお、当社が、諸般の事情に基づき当該手数料の改定が必要と判断した場合には、利用者へ通知の上、当社利用者間で協議のうえで合意した場合に限り、手数料を改定できるものとする。
- 2 利用者開発システムが終了した場合で、利用者が当社に対し手数料を支払い済みの場合、当社は当該手数料を返還する義務を有しないものとする。

第 5 条 （認証とトークン）

- 1 当社は、利用者の申請に基づき、利用者に係るトークン等を付与する。
- 2 利用者は、当社が利用者へ付与したトークン等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、トークン等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはならないものとする。
- 3 利用者は、トークン等の利用について、当社に伝達する指図その他情報の過誤、取違い、改ざん、及び漏えいその他一切の責任を負う。
- 4 利用者のトークン等の管理が不十分であること、又は利用者のトークン等の使用に過誤があることに起因して、当社、利用者又はその他の第三者に損害が発生した場合、当該損害に関する責任は利用者が負担するものとする。

第 6 条 （不正アクセス等発生時の対応）

- 1 利用者は、本 API 連携又は利用者開発システムに関し、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等又は不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等の具体的な可能性を認識した場合、直ちに当社に報告するものとする。
- 2 利用者は、本 API 連携又は利用者開発システムに関し、不正アクセス等が判明し、又は情報の流出・漏えい・改ざん等の具体的な可能性を認識した場合、速やかに実施可能な対策を講じたうえで、当社に協力して原因の究明及び対策を行う。当社は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。

第 7 条 （障害等発生時の対応）

- 1 利用者は、本 API 連携又は利用者開発システムの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（利用者開発システムの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、個人情報の漏えい又は不正流出、利用者開発システムの提供に関する重大な事務手続に起因する障害及び利用者開発システムの提供に關与する利用者又は利用者の委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。以下「**障害等**」という。）が発生した場合には、実務上合理的に可能な範囲で遅滞なく当社に報告するものとする。
- 2 障害等が発生した場合、利用者は、当社と協力して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置を講じるものとする。
- 3 第 1 項の障害等が利用者又は利用者の設備に起因する場合、利用者は、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに利用者開発システムの復旧に必要な措置を講じ、当該障害等の内容と復旧措置について、当社に対し回答する。利用者開発システムの復旧に必要な事項が生じた場合には、利用者は、当社と協議のうえ必要な措置を行うものとする。

第 8 条 （利用者のその他の義務）

- 1 利用者が本 API を経由して当社のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境その他の通信回線等の準備及び維持は、利用者がその費用負担と責任において行うものとする。
- 2 利用者は、利用者開発システムに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏えい等を防止するために必要なセキュリティ対策を、利用者の費用と責任において行うものとする。

第9条 (免責)

- 1 当社は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、複数の者に影響を及ぼす同時多発障害、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により利用者が生じた損害について責任を負わない。
- 2 当社は、利用者に対し、本 API に関し、使用目的への適合性の保証、商業性の保証、連携結果についての可用性の保証を行わないことを確認する。当社は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善のために本 API の提供ができないこと、第 11 条に基づき本 API の提供を停止又は終了すること並びに本 API 連携に関連して利用者及び第三者に発生した損害について、法令の許す範囲内で、債務不履行、瑕疵担保、不法行為その他の請求原因の如何を問わず、何らの責任も負わないものとする。
- 3 当社は、別途利用者と合意する場合を除き、利用者に対し、利用者開発システム及び本 API 連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。
- 4 本 API に関し、理由の如何を問わず、利用者もしくはその他の第三者に対して当社が負担する責任の総額は、利用者が当社に支払った当該 NEQTO サービスの月額対価の 3 か月分を限度とする。

第10条 (禁止行為)

利用者は、以下の各号の行為を行ってはならず、また、利用者の委託先をしてこれらの行為を行わせてはならないものとする。

- (1)本 API 又は本 API を経由してアクセスする当社のシステム若しくはプログラムの全部又は一部（以下、これらの内容に関する情報を含み、「**当社のシステム等**」という。）を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
- (2)当社のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること
- (3)当社のシステム等に付されている当社の著作権表示及びその他の権利表示を削除し、又は改変すること
- (4)当社、当社の提携先、利用者以外の本 API の使用許諾先その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
- (5)当社の事前の同意を得ることなく当社の商標、社名及びロゴマーク等を使用する行為
- (6)本 API 及びその派生物を当社から許諾を受けた目的外で使用する行為
- (7)インターネットアクセスポイントを不明にする行為
- (8)各種法令等、又は利用者開発システム若しくは本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
- (9)当社のシステム等の負荷を著しく増加させる行為（アクセスの最大頻度が 1 秒間に 1 アクセスを超える行為を含むが、当該行為に限定されるものではない。）
- (10)本 API に対する第三者のアクセスを妨害する行為
- (11)トークン等を第三者へ開示若しくは漏えいし、又はかかるリスクを高める行為
- (12)公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は当社の風評リスクを高めるおそれのある行為
- (13)当社の運営するサイト、サーバー、当社のシステム等に関し、コンピュータウイルスを感染させ、ハッキング、改ざん、

若しくはその他の不正アクセスを行う等、当社のシステム等の安全性を低下させる行為
(14)前各号に類する行為

第11条 (本APIの停止等、内容の変更等)

- 1 当社は、以下の各号のいずれか事由が生じた場合、利用者に事前に通知することなく、本APIの一部若しくは全部を停止若しくは提供を終了し、又は本APIの利用の許諾を終了することができるものとする。また、以下の各号のいずれかの事由によって当社に損害等が生じた場合、当社は、利用者に対し、当該損害等の賠償を請求することができる。
 - (1)地震、落雷、火災、風水害、停電、通信インフラの故障、天災地変などの不可抗力、第三者からの不正アクセス等により本APIの提供を継続することが困難となった場合
 - (2)定期的な保守のため、又は営業上、セキュリティ上、技術上等やむを得ないと当社が判断する事由が生じた場合
 - (3)利用者が本規約に違反する行為を行い、又は違反する行為を行うおそれがある場合
- 2 当社は、当社の都合により、いつでも、本APIの内容を変更し、若しくは提供を終了し、又は本APIの利用の許諾を終了することができる。本項に基づき当社が本APIの提供を終了し、又は本APIの利用の許諾を終了する場合、当社は、利用者に事前に通知するものとする。

第12条 (秘密保持義務)

利用者は、本APIの利用に関連して知った当社又は本APIに関する一切の情報を、厳に秘密として保持し、当社の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供又は漏えいしてはならず、また、利用者開発システムを自己利用目的以外の目的のために使用してはならない。

第13条 (反社会的勢力の排除)

- 1 利用者は、自己又は自己の委託先が、現在、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団員又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団関係企業
 - (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6)その他前各号に準ずる者
 - (7)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (8)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (9)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (10)暴力団員等に対して情を知って資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (11)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 利用者は、自ら又は自らの委託先が、又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第14条 (本API提供終了時の措置)

理由の如何を問わず、本APIの提供が終了した場合、利用者は、本API及びその派生物ならびにこれらに関連する資料(これらの仕様書、複製物を含むが、これらに限られない。)のすべてを消去及び破棄するものとする。ただし、利用者は、法令上により保管が義務付けられている情報を法令上定められた期間保管するものとし、利用者がこれらの定めに従わなかったために利用者が生じた損害又は損失等に関し、当社は何らの責任も負わない。

第15条 (本規約の変更)

当社は、本規約を変更することができる。この場合、当社は、利用者に対して変更適用日及び変更後の内容を利用者に通知するものとし、変更適用日後も利用者が本契約を継続した場合には、利用者は本規約の変更に同意したものとみなされる。

第16条 (権利義務等の譲渡等禁止)

当社及び利用者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本規約上の地位及び本規約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、移転、承継、又は担保設定その他の処分を行ってはならない。ただし、当社はNEQTOに係る事業の全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させる場合に本規約上の地位及び本規約によって生じる権利義務の全部又は一部を利用者に通知した上で譲渡又は承継の対象とすることができる。

第17条 (準拠法及び管轄)

- 1 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条 (誠実協議)

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社及び利用者が誠実に協議し、その解決に努める。

第19条 (言語)

本規約は、日本語で作成され、英語に翻訳される。日本語版を正文とし、本規約の日本語版と英語版との間に矛盾抵触がある場合、日本語版が優先する。

以 上

V 2024.1.1